

を考えること。

ウ、生徒指導部としての役割や機能をじゅうぶんに考え、係の合理的な設定について配慮すること。

エ、各係の担当者を決定する際には

各教師の特性、特に年齢、経験年

数、性別、担当学年、担当教科、

所属小学科などを配慮すること。

オ、生徒指導部としての協力的な指導となるように、係間の連絡が密

になるように配慮すること。

カ、各係は単に網羅的になつたり、

従来からの慣例だけにたよつたり

することなく、全体としての調和

をたいせつにすること。

教育目標にもとづく全体計画につい

ても、その学校の生徒指導を具体的に

進めていくための構想であり、生徒理解や教育相談、教師の共通理解を図る

ための機会の設定や、各種文献、資料

の収集、指導事例による研究、研修計

画の立案などにわたるものである。

作成に当たつて留意しなければなら

ないことは、

(一) 一般的、抽象的なものでなく、日々の教育実践を進めるに当たつての具体的な手がかり、方法を明確に示すものであること。

(二) 生徒をとりまく環境の実態を反映させる計画の立案と、他教育計画全体との調和のとれたものであること。

(三)

計画は教職員の組織構成をじゅ

うぶんに配慮し、実情に即して作成し、形式や体裁にとらわれることのない、教師が最も必要とする

ものを作成すること。

高校生の生徒指導上の問題として前

述べた、男女交際、喫煙防止、窃盗などの点があげられる。

防止等の指導に当たる学校側の対応についても、以上のべた指導体制づくりとその在り方とあわせ、教師各の共通

理解と協力によって推進しなければならないのは同様である。

特に、教師間の共通理解については共通歩調での指導ということが強調されなければならないし、そこには各の

教師が生徒指導の理念や方法、態度などに共通の理解をもつことであり、更に考えだけでなく、密接な協力をもつということと、教師各は個性的な存

在として人それぞれの立場と役割の面から、その特色を生かしていくことが必要となつてくる。それに指導教師の一貫した心構えや態度とあわせ、指導技術を身につけるのみでなく、教師自身の態度の変容についても積極的な姿勢を示すことも必要であろう。

昭和52年度福島県教育委員会指定各種研究学校(地区)一覧										*	
課名 種別 管内	義務教育課					保健体育課		高等学校教育課		養護教育室	
	教育課程	へき地教育	生徒指導	道徳教育		体力づくり		学習指導	生徒指導		養護教育
県北	㊂ (福島二小)		(二本松二中)			㊂ 伊達小 ㊂ (福島北高)				(福島高)	
県中		(石川中)	(岩井沢小)								
県南				㊂ 小野田小 金子小 東中 (東村地区)		㊂ (白河中央中)					棚倉町 塙矢祭町 鰐川村 (東白川地区)
会津				㊂ 河東一小 河東二小 河東三小 (河東中) (河東村地区)		㊂ 北会津中					
南会津			㊂ 荒海中								
相双		㊂ 小宮小				㊂ 大熊中					
いわき	㊂ (湯本一中)		㊂ (好間中)			㊂ 平一小					
備考	県指定3 文部省指定2	県指定1 文部省指定1	県指定1 文部省指定2	文部省指定2地区		文部省指定6		県指定1	県指定1		県指定1地区